

○栃木市最低制限価格制度事務処理要綱

平成22年4月1日

告示第282号

改正 平成23年9月30日告示第317号

平成24年3月9日告示第65号

(題名改称)

平成25年9月9日告示第290号

平成26年3月10日告示第117号

平成27年3月12日告示第83号

平成28年10月12日告示第379号

平成30年9月14日告示第303号

令和2年2月18日告示第59号

令和5年1月10日告示第4号

令和7年1月9日告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、最低制限価格制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、次に掲げる工事又は製造その他についての請負の入札とする。

- (1) 予定価格が3,000万円未満の建設工事（以下「建設工事」という。）
- (2) 建設工事関連業務委託のうち別表に掲げる業務の委託（ただし、次条第2項に定めるところにより最低制限価格を算定することができない業務を除く。以下「建設工事関連業務委託」という。）
- (3) 前号以外の製造の請負及び業務委託（以下「適用業務委託」という。）

(平28告示379・全改)

(最低制限価格の設定)

第3条 建設工事の最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額（1円未満切捨て）を加えて得た額）に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 建設工事関連業務委託の最低制限価格は、別表に掲げる業務の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

3 適用業務委託の最低制限価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた予定価格に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。ただし、単価契約による場合は、この限りでない。

（平23告示317・平26告示117・平27告示83・平28告示379・平30告示303・令2告示59・令5告示4・一部改正）

（入札参加者への周知等）

第4条 予定価格決定者は、最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に明記するとともに、入札公告又は指名通知等にその旨を明記するものとする。

2 最低制限価格の公表は、入札の執行後に行うものとする。

（平24告示65・平25告示290・一部改正）

（落札者の決定）

第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

2 最低制限価格を下回る入札をした者は、失格とするものとする。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第317号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第65号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第290号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第117号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 83 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 379 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 303 号）

この告示は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 59 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 4 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 3 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

（平 28 告示 379・追加、平 30 告示 303・令 2 告示 59・令 5 告示 4・令 7 告示 3・一部改正）

業務の区分	額
測量業務	予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 8.2 を乗じて得た額、その額が業務価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 6 を乗じて得た額） (1) 直接測量費の額 (2) 測量調査費の額 (3) 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
建築関係建設コンサルタント業務	予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 8.2 を乗じて得た額、その額が業務価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 6 を乗じて得た額） (1) 直接人件費の額 (2) 特別経費の額 (3) 技術料等経費の額 (4) 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
土木関係建設積算体系が直接人件	予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切捨て）の合

設計コンサルタント業務	費、直接経費及び諸経費によって構成されるもの	<p>計額（ただし、その額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額）</p> <p>(1) 直接人件費の額</p> <p>(2) 直接経費の額</p> <p>(3) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p>
	積算体系が直接人件費、直接経費（積上計上）、その他原価及び一般管理費等によって構成されるもの	<p>予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額）</p> <p>(1) 直接人件費の額</p> <p>(2) 直接経費（積上計上）の額</p> <p>(3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額</p>
地質調査業務		<p>予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額、その額が業務価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額）</p> <p>(1) 直接調査費の額</p> <p>(2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(4) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額</p>
補償関係コンサルタント業務	積算体系が人件費、直接経費及び諸経費によって構成されるもの	<p>予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額）</p> <p>(1) 人件費の額</p> <p>(2) 直接経費の額</p> <p>(3) 諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p>
	積算体系が直接人件	<p>予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合</p>

	費、直接経費（積上計上）、その他原価及び一般管理費等によって構成されるもの	計額（ただし、その額が業務価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は10分の6を乗じて得た額） (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費（積上計上）の額 (3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
その他上記業務に類する業務	積算体系が建設工事と同じもの	予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が業務価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が業務価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額） (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
	積算体系が建設工事関連業務委託と同じもの	次に掲げる建設工事関連業務委託の例により算定した額 (1) 測量業務 (2) 建築関係建設コンサルタント業務 (3) 土木関係建設コンサルタント業務 (4) 地質調査業務 (5) 補償関係コンサルタント業務